

第1 趣旨

この要領は、神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

第3 事業の実施主体

市町村。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

第4 補助事業の内容等

1 事業の内容

親子関係形成支援事業の実施について（令和7年4月1日こ成環第164号）の別紙「親子関係形成支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）3，4，5のとおり。

2 補助基準額及び補助率

交付要綱別表のとおり。

3 保護者負担

実施要綱6（2）のとおり。

第5 対象経費

交付要綱別表のとおり。

第6 提出書類

本事業による補助を受けようとする者は、次の書類を提出することとする。

- （1）神奈川県子ども・子育て支援交付金交付申請書（第2号様式）
- （2）神奈川県子ども・子育て支援交付金所要額調書（別表1）
- （3）神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書（別表2）
- （4）歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- （5）市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認めた書類

第7 実績報告

本事業の補助を受けた者は、交付要綱に定めるもののほか、次の書類を提出することとする。

- （1）神奈川県子ども・子育て支援交付金実績報告書（第6号様式）
- （2）神奈川県子ども・子育て支援交付金精算書（別表4）
- （3）神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書（別表2）
- （4）歳入歳出決算（見込）書抄本（当該補助事業の支出額を備考欄に明記すること。）
- （5）市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認めた書類